



令和8(2026)年度 栃木県フロンティア企業

“とちぎサステナブル・フロンティア企業”募集!

県では、とちぎの技術ブランドである“栃木県フロンティア企業”を認証し、県内外に広く紹介するとともに、県産業技術センターの使用料の減免など各種の支援を行っています。

□ 対象企業

製造業又はソフトウェア業を営む企業で、県内に主たる事業所を有する中小企業又は本店を置く大企業です。

□ 申請期間・方法

- 申請期間は、**令和8(2026)年4月1日(水)から5月19日(火)まで**です。
 - 申請書の様式は、**栃木県のホームページからダウンロード**してください。
(県HP: https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/gijyutukaihatsu/r8_frontier_boshu.html)
 - 申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに**栃木県電子申請システムにより申請**してください。
(県電子申請システム: https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9974)
- ※令和8(2026)年度より、フロンティア企業の申請は全て栃木県電子申請システムにより受け付けることとなりました。
メールによる受付はできかねますので、ご了承願います。

□ 認証期間

令和8(2026)年9月1日から令和11(2029)年8月31日まで

□ 認証基準

- 技術・製品におけるSDGs達成との関連性／
使用する用途や製造過程、使用后・廃棄過程においてSDGs達成に向けて取り組んでいること
- 技術・製品の独自性／新しい技術や機能・性能、特許等を有していること
- 技術・製品の優位性／市場での競争力、成長性・将来性を有していること
- 企業の信頼性・地域産業への波及効果／品質保証や環境負荷低減、県産材の積極的な活用等に取り組んでいること



□ 認証後の支援措置

- 県産業技術センターが行う機器開放に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の減免
- 新技術・新製品の研究開発に対する助成(ものづくり技術強化補助金)
- 県制度融資(新事業開拓支援資金)の実施
- 県ホームページ等によるPRや展示会への出展機会の提供等による販路開拓 等

□ 審査方法

- 有識者で構成する栃木県フロンティア企業認証審査委員会において**書面審査**を行います。
※審査において、県産業政策課で実施している「**とちぎSDGs推進企業登録制度**」の登録企業につきましては、**加点対象**といたします。本制度の詳細につきましては、以下のホームページを御参照ください。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/work/shoukougyou/sesaku/tochigisdgs2023.html>)
- 審査結果については、令和8(2026)年8月上旬を目途に文書にて通知します。

□ 脱炭素に資する技術・製品に係る認定

- 申請企業のうち、脱炭素に資する技術を有する又は製品を生産する企業は、別途脱炭素に資する技術・製品に係る認定を受けることができます。
- 認定を希望する場合は、別記様式を記載の上、フロンティア企業認証申請書と併せて提出して下さい。
(申請は任意であり、申請しないことによる不利益等はございません)
- 審査の上、認定となった場合には、県ホームページや企業展示会(本県ブース)等において、優先的に技術・製品のPRを行います。※審査はフロンティア企業認証に準じて行います。

□ その他

- 現認証企業でも、**認証技術・製品と異なる技術・製品**であれば申請が可能です。
- 申請技術・製品については、製造・販売・使用するに当たり、**必要となる法令等を遵守していることが必要**です。(※法令等に基づき必要な許可証等がある場合には、その写しの添付が必要となります。)
- 申請書類に記載された情報については、令和8(2026)年度栃木県フロンティア企業認証及びその支援に係る事務以外には使用いたしません。

(お問合せ先)

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 県庁舎本館6階
栃木県産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室
TEL: 028-623-3192 E-mail: frontier@pref.tochigi.lg.jp

